

■ 「環境物品等の調達に関する基本方針」改定案に向けた検討について（公共工事関係）

(1) 基本方針の位置付け

「環境物品等の調達に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「グリーン購入法」という。）第6条に基づき、国及び独立行政法人等が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めたものであり、毎年度（例年2月頃）、閣議決定により定められている。

(2) 公共工事関係の改正案の作成について

グリーン購入法第6条第4項に、「特定調達品目の判断の基準については、当該特定調達品目に該当する物品等の製造等に関する技術及び需給の動向等を勘案する必要があることにかんがみ、環境大臣が当該物品等の製造、輸入、販売等の事業を所管する大臣と共同して作成する案に基づいて、これを行うものとする。」とされている。

このため、特定調達品目のうち公共工事については、国土交通省が共同作成担当府省として改正案を環境省に提示している。

(3) 民間事業者からの提案募集

基本方針の改正にあたっては、特定調達品目の追加、見直し等を行う際の検討の参考とするため、毎年度、特定調達品目（公共工事）に関する提案募集を実施している。

また、過年度の提案品目のうち、提案内容を評価した結果、特定調達品目として指定するためには課題があるが、その課題が今後解決される見込みがある等の品目については、継続検討品目に位置付けている。

国土交通省では、これら、提案募集に対する提案品目及び継続検討品目について、「グリーン購入法の公共工事の技術評価基準」等に基づき審査を行い、改定案を作成している。

（参考）特定調達品目の審査の観点

- ① 環境負荷低減効果
- ② 普及促進が見込まれること、全国的に調達可能であること
- ③ 品質確保（安全性、耐久性等）が確実なこと
- ④ コストが適正であること

(4) 提案以外の見直しについて

基本方針において、特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとされている。その他、新たな情報が得られた品目については、国土交通省において適宜見直しの検討を行っている。